天皇機關説の誣妄

本部幹事 海軍少將　匝瑳胤次

美濃部博士が「天皇機關説」を一身の辯明に藉口して、滔々貴族院の壇上に强調した以上、それが一箇の西洋模倣の學説として論議された範圍を逸脱して、我國民の國體觀念に一大挑戰を試みた大膽不敵の行爲となつたのである。

美濃部博士の帝國憲法解釋は、其著書に於て從來努めて我が國體觀念を排除し、專ら西洋民主國流の憲法論を以て帝國憲法の精神を曲解しつゝあるは、實に我が國體に背き君臣の大義を紊るの甚だしきものであつて、夙に識者の顰蹙するところであつた。然るに今や議政壇上に立つて公然其の所説を披瀝して、肇國の鴻謨たる天皇親政の大本を紛更せしむるが如き言説を弄するに至つては、最早一學究の偏説として看過する能はざるは勿論、この兇逆思想に對して徹底的糺彈を行ひ、國家はこの國體破壞の思想家に對し嚴肅なる處分を敢行すべきである。

美濃部博士は其著「逐條憲法精義」の序文中に於て

著者の見解によれば、國體觀念は、わが帝國が開闢以來萬世一系の皇統を上に戴いて居る事の歴史的事實とわが國民が皇室に對して世界に比類なき崇敬忠順の感情を有することの倫理的事實とを示す觀念であつて、現在の憲法的制度を示すものではない。

と稱し、憲法の解釋に於ては我國の歴史的事實と倫理的事實を無視し、現在の憲法的制度には國體を眼中に置かざる事の至當なるが如くに妄斷してゐるのである。茲に同博士の根本的誤謬があるのであつて、我が神聖なる帝國憲法を解釋するに、英國流の皇帝機關説を以てする所以となるのである。即ち同博士の憲法論は帝國憲法論ではなくして、全く西洋憲法論の飜譯に過ぎないのである。博士が帝國憲法上に於ける天皇の地位に關して爲せる見解は

天皇は親ら責に任じたまふものではないから、國務大臣の進言に基かずしては單獨に大權を行はせらるゝことは憲法上不可解である。

となし、天皇は無責任なるが故に、國務大臣の進言なくしては、大權を行ふ能はずと謂ふのであつて、大權の主體を國務大臣に置き、而して國務大臣は

唯議會に對する政治上の責任を負へば足る。

としてゐる。是れ恰も英國の憲法を其儘日本に適用することであつて、「皇帝は君臨すれども統治せず」てふ英國流の民主思想を以て、我が神聖不可侵の天皇に擬せんとするのである。何たる不逞暴戾の言ではない乎。

◇

博士は議會の演説に於て

統治權は天皇の御一身のために存する力ではなく、從つて天皇の御一身に屬する私の權利と見るべきものではない……天皇が天の下しろしめしますのは天下國家のためでありその目的の歸屬するところは永遠恒久の國體たる國家に外ならぬのであるから、われ〳〵は統治の權利主體は國體としての國家であると觀念して天皇は國の元首として、換言すれば國の最高機關としてこの國家の一切の權利を總攬し給ひ云々

と言つて天皇と國家とを別箇に意識してゐるのである。茲に博士の所説の根本的間違ひが生ずるのであつて、我國が古來君民一體にして、天皇を中心として國家的にも民族的にも代々に綜合、統一、融和されて來た國體なるを忘却し而かもこの世界比類なき國體は天皇あつての日本國家であり、隨つて**天皇は日本國の主體であり、本體であり、且つ全體であらせらるゝ**とする國民の國體通念に背反するものである。如何に博士が國體の一端を説いて其所説を紛飾するも、この根本の國體觀に立脚せざる限りは飽く迄其の所説を粉碎すべきである。

何れの國の憲法と雖も、其國の歴史的事實を除外して解すべきにあらざるは、何人も否定し得ざる所である。我が肇國の歴史は、大神の皇孫に賜はりし天壤無窮の神勅によつて肇まり、天皇統治の大權は同神勅中の「**爾皇孫就きて治らせ**」との御言葉によりて定まつてゐるのである。此の大權は實に我が國體と共に萬代不易であつて、如何なる政體の變化があつても絕對に疑義を挾む餘地のなきものである。これを西洋の歴史に見るが如く土地人民の兩者相整ひて而して後人民此土地に君主を立てたるものとは同一の談ではない。即ち我國にありては、皇祖皇宗國を肇き給ひて民之に從ふものである。是れ我が國が開闢以來君國一體にして、君臣の分は肇國の始めより定まつてゐる所以である隨つて我國に於ては天皇を離れて我が國家の存在を意識し得ざる所以、眞に**我が國體の世界に冠絕する所以**も亦實に此れに存するのである。故に天皇と國家とを別箇に意識することに依つて成立する天皇機關説は、頭首と身體とを別箇のものなりとするに等しく我國に於ては到底議論の成立を許さゞる所である。

◇

帝國憲法は歐米諸國の憲法と異り、臣民より要求したる憲法ではなく、明治天皇の欽定し臣民に頒布し給ふた憲法である。その名稱とその體裁こそ外國憲法に類似するも、憲法の精神及び内容は全然他の追從を許さぬものである。即ち我國の憲法制定の目的は明治二十二年二月十一日の憲法發布の御詔勅に瞭なる如く全く「**國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし、朕か祖宗に承くるの大權により、現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す**」と仰せ出されてゐるのである。而かも　明治天皇は臣民を以て「惟ふに、我が祖我が宗は臣民の祖先協力補翼に倚り、我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたり、此れ我が神聖なる祖宗の威德と、並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ、以て此の光輝ある國史の成跡を貽したり」と宣ひて、その忠誠を嘉し給ひ、更に將來に對しては「朕が意を奬順し、相與に和衷協同し、益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同じくし此の負擔を別つに堪ふることを疑はざるなり」と臣民に期待せらるるのである。是れ實に天皇が臣民の忠實勇武に信賴し給ひ、臣民と和衷協同して、**天皇親政の道德國家**を完成せんとし給ふものである。これを歐米諸國の憲法の如く主權制限の爲めの憲法と同一視するの不遜暴逆なるは勿論これが解釋に當つて、決して外國憲法の原理に從ふものではない。學者或は日本憲法を以て英國憲法と普國憲法との折衷作爲せるものとなし、之が解釋に西洋憲法論を引用せんとするも、是れ唯その外形を見たる議論であつて、我國憲法の眞精神を理解したものではない。**我國の憲法は實に皇祖皇宗の遺訓を明徵にしたもので**、換言せば我が國體に基き、我が國史に卽し、從來我國の事實として存在したる不文律を成文となしたるものである。即ち憲法發布の御告文の中に曰く

廟るに世局の進運に膺り、人文の發達に隨ひ、皇祖皇宗の遺訓を明徵にし、典憲を成立し、條章を照示し、內は以て子孫の率由する所と爲し、外は以て臣民翼贊の道を廣め、永遠に遵行せしめ、益國家の丕基を鞏固にし、八州民生の慶福を增進すべし。茲に皇室典範及び憲法を制定す、惟ふに此れ皆皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならす。

と宣ふもの、即ち是であつて帝國憲法は即ち皇祖皇宗の統治の洪範を紹述し給ふたもので、我國體に基き、國史に卽して解釋し、且つ實行すべきものである。然るに同博士は「欽定憲法を以て明治天皇御一個御一人の著作物（何たる不敬の用語か）でなく其名稱に依つても示されてゐる通り大日本帝國の憲法であり、國家の憲法として永久に効力を有するものである」と叫び、天皇と國家とを對蹠視し、この觀念よりして統治權が國家に屬する權利であると稱してゐるのである。隨つて其の議會の本義及び職能に關しても重大なる發言を試みてゐる。卽ち

帝國議會は、國民の代表として國の統治に參與するもので、天皇の機關として天皇からその權能を與へられて居るものでなく、隨つて原則として議會は天皇に對して完全なる獨立の地位を有し、天皇の命令に服するものでない。

となし、明かに主權在民の國體破壞の不逞思想を吐露してゐるのである。

◇

抑々帝國憲法は第一條、第三條に於て、天壤無窮の國體と天皇の神聖不可侵を明らかにし、第四條に於て「天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ」とありて、主權の主體及び統治大權の存在を確定して一點の疑義がないのである而して國務大臣は、議會に對して責任を負ふべきに非ずして、天皇輔弼に關し責を負ふのである。即ち**天皇親政を正しい道へ導びく**といふことが輔弼であつて、之を爲し能はざる時に其の責に任ずるのである。又た議會は天皇の協贊機關であつて、統治の參與機關として天皇に獨立すべきものではない。伊藤公の憲法義解にも「**帝國議會は立法に參するものにして主權を分つものに非ず**」とあり、又「帝國議會は法を議するの權ありて法を定むるの權なし」とあつて、天皇より附與された參政權は勿論天皇輔翼の權能であつて、絶對に主權を制限する權利ではないのである。即ち帝國憲法は

『大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス』

といふの此の根本の國體より成立したものであつて、此の第一條こそ帝國憲法の精神であり、眞髓であるのである。然るに美濃部博士は萬世一系の天皇を以て、西洋立憲國の國王や共和國の大統領と同一視して叨りに天皇機關説を唱へ、明治天皇の民意暢達、臣民翼贊の道を廣め給ふ大御心をも曲解して、天皇政治翼贊の機關をも、天皇の機關でないと敢然と廣言するに至つては最早論義の餘地はない。只其所説を抹殺し、其の思想を剿滅して我國體を淨化するの一途あるのみである。

『天皇機關説の絶滅を期すべし』

本部評議員會の意氣

三月十二日、於中央亭

本部に於ては三月十三日午後六時より丸の內海上ビル中央亭に於て、天皇機關説を唱ふる不逞思想膺懲に關し緊急評議員會を開催した。出席者は田中總裁を初め全理事、幹事の外、評議員六十餘名、特に故上杉愼吉博士の高弟農大拓大教授澤田五郎氏も列席、開會と共に先づ澤田五郎教授より天皇機關説の大誤謬であり、不敬、不逞である所以を憲法學的に、法律的に乃至は道義的に喝破する傾聽、之れに對し三四質疑應答の後一同食堂に入る。田中總裁靜かに起ち上り、目下世論がう〳〵たる天皇機關論の如き非國民的不逞思想の誤りを學問的に説明した後、本問題が既に一學究的論爭でなく、政治問題化せる以上速かに政治的處斷を行ふべきもので、かゝる不敬思想の信奉者は則刻國家社會より葬るべきを强調、會員を激勵した。

それより、當日本部理事會に於て決定された同問題に對する强硬對策に付、渡邊幹事より報告あり、滿場一致之れを承認、一層强硬に目的貫徹に向つて邁進すべき樣、本部を激勵した上、各氏の意見發表に移る。副島八十六氏先づ、國家非常時に遭遇して初めて、國家意識が强烈なる事を、全國民によつて證明されたと、本問題を逆説的に解釋を下し、かゝる不逞徒輩は此際一掃すべきは言を俟たずと强調。佐藤武治氏は、貴族院頼むべからず、むしろ廢止すべしとの强硬論を吐き、軍部は之れによつて統帥大權の問題に移るの故を以て斷乎處斷すべきを高唱、夏秋龜一氏は、文部省の大改革を叫び、熊崎健翁氏は、政府の軟弱態度を難詰して、皮肉の卽席狂歌をうたひ、本部理事安藝晋氏、田中總裁等より　明治天皇に關する畏くも、有難い御事どもの拜聞を漏され、一同多大の感激に打たれた。

それに次で、數名の會員より何れも强硬意見の發表あり終りに二宮健市氏は、該妄論を提唱せる者と、それを奉ずる者は悉く葬るべし、と强調、種々懇談し、本問題に關し徹底的にこれが殲滅のため奮闘する事を申合せ、午後十一時、氣勢を上げて盛會裡に閉會した。

本部に於てはこれよりいよ〳〵該不逞思想絶滅のためあらゆる合法的方法により、或は政府當局を督勵し、或は國民運動を指導し、國民の向ふべき所を明かにすべく、全國各地支部分會とも協力活動に入つた。

×　×　×　×